

工事実施に関する承認申請書

(MNo.)

届出日 西暦20 年 月 日

マンション名:

管理組合理事長 殿

(区分所有者)

号室 氏名 印

この度、下記の工事を実施したく、管理規約および使用細則、別紙「修繕等に関する規定」(裏面参照)に基づき、申請いたします。申請内容を理事会で検討の上、承認お願いいたします。

工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 専有部分内装工事	<input type="checkbox"/> 共用部分(専用使用部分)工事
工 事 内 容	※床材の新設、増設及び変更に該当する場合 (使用材料名) (製造業者名) (日本建築学会性能評価指数)	
工 事 場 所		
工 事 期 間	西暦20 年 月 日 から 西暦20 年 月 日 まで	
施 工 業 者	業者名および担当者	
	電話番号	
添 付 書 類	①工事図面 ____枚 ②工事仕様書 ____枚 ③工程表 ____枚 ④その他 () ____枚	

【 工事実施に関する承認申請結果通知書 】

承認申請書および添付書類に基づき、理事会で検討した結果を通知いたします。なお、工事が完了した場合は、速やかに管理組合へ連絡してください。

<input type="checkbox"/> 申請工事の実施を承認する(工事実施にあたり理事会からの条件はありません)
<input type="checkbox"/> 申請工事の実施を承認する(工事実施にあたり理事会から別紙の条件があります)
<input type="checkbox"/> 申請工事の実施は承認できません
<input type="checkbox"/> 申請工事の実施には総会決議が必要になるため、申請の工事期間に実施することは承認できません。

通知日 西暦20 年 月 日

(管理組合理事長)

号室 氏名 印

修繕等に関する規定

「修繕等」の判断行為	内 容
理事長の承認なしで実施できるもの	① 部屋内の壁・天井の塗装、補修および壁紙等の張り替え
	② 材質変更を伴わない畳・カーペットの張り替え
	③ 吊戸棚・収納庫（床下収納庫は除く）・カーテンボックスの設置
	④ 二重サッシの設備（専有部分側に新設の場合・ただし外観の変更を伴わないこと）の設置
	⑤ 既存配線の変更を伴わない照明器具の交換
	⑥ 水栓器具の交換
	⑦ 便器・洗面化粧台・洗濯機パンの交換（給排水管の移動・延長・短縮・材質変更を伴わないもの）
	⑧ 給湯器および電気温水器の交換（電気、ガス、給水等の設備の容量に影響を及ぼさないもの）
	⑨ 電気容量の変更（指定された規定値以内）
	⑩ 網戸の交換（外観の変更を伴わないもの）
	⑪ バルコニー透明パネル内側部分のガラスフィルム貼付
理事長の承認のうえ実施できるもの	① 部屋内のフローリング（木質系防音床材）床の張り替え
	② 畳・カーペット・クッションフロア等フローリング床以外の床を新たにフローリング床にする場合
	③ 部屋内の間取りの変更（洋室から和室・和室から洋室、押入れの撤去、間仕切りの撤去・増設）
	④ システムキッチン、ユニットバスの交換（給排水管の移動・延長・短縮・材質変更の有無に関係なく）
	⑤ 給排水管の移動・延長・短縮・材質変更を伴う工事
	⑥ 電話回線の増設
	⑦ 給排水設備および換気設備に関する工事
	⑧ 既定設置場所以外へのルームエアコン増設（室外機の配置等制限あり）
	⑨ 大型金庫等重量物の搬入、据付、移転等建物に影響を及ぼすおそれのある行為をするとき
	⑩ 電気、ガス、給水等の設備の容量に影響を及ぼす諸機械器具の新設、添加、除去又は変更をするとき
	⑪ 多量の物を廃棄するとき
	⑫ 管理規約第21条第3項による敷地及び共用部分等の保存行為
	⑬ 管理規約第22条第2項による窓ガラス等の改良工事
「修繕等」の出来ないもの（禁止行為）	① 出窓の新設
	② バルコニー等への設置型物置の設置および建造物の構築または設置
	③ 外壁および室内主要構造部分（躯体）への穴開け（物の固定のためで軽微なものを除く）・切削・掘削およびその撤去
	④ 建築基準法その他法令等に違反することが明らかな専有部分の工事
	⑤ その他、共用部分および他の区分所有者の専有部分に重大な影響を与え、日常生活に支障をきたすおそれのある工事

注1) 上記、「修繕等」に関する規定で各区分所有者が適正な判断を下しかねる場合は、理事長又は管理受託者（管理会社）に問い合わせること。

注2) 部屋内の事故において、損害保険適用の認定を受けた場合はこの限りではない。